

福岡県公報

平成二十年四月十八日
第二千八百十二号
増刊 ②

目次

再掲

福岡県税条例の一部を改正する条例

(税務課) …………… 一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十八号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

付則第十四条第五項から第七項までの規定及び第九項中「平成二十年三月三十一日」

を「平成二十年五月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）